## 笠松町公共施設巡回町民バス広告掲載に関する取扱要領

平成26年 9 月26日告示第130号

改正:令和 3年 1 月29日告示第 10 号

(趣旨)

第1条 この要領は、笠松町広告掲載に関する要綱(平成17年笠松町告示第100号)に基づき、笠松町公共施設巡回町民バス(以下「巡回町民バス」という。)に掲載する広告の取扱いに関して必要な事項を定める。

(広告の規格、枠数、掲載料等)

第2条 巡回町民バスの広告の区分(位置等)、規格、枠数及び掲載料は次のとおりとし、常用車両、予備車両別にそれぞれ1枠の申込みにつき2台の巡回町民バスに同一の広告を掲載するものとする。ただし、車外広告の後面板については、1枠の申込みにつき1台の巡回町民バスに広告を掲載するものとする。

区 分 (位 置 等)		<i>h</i> h )	規格		掲 載 料 (月額)		
		、 <del>守</del> /	規 格 	枠数	常用車両	予備車両	
	侧去牡	歩道側	ラッピングシール(縦750mm 横850mm)	2枠	5,000円/枠	1,000円/枠	
士力	側面板	車道側	ラッピングシール(縦750mm 横850mm)	2枠	5,000円/枠	1,000円/枠	
車外	加工主席	歩道側	ラッピングシール(縦300mm 横1000mm)	3枠	3,000円/枠	600円/枠	
Д	広告   側面車窓		ラッピングシール(縦300mm 横1000mm)	4枠	3,000円/枠	600円/枠	
	後面板		ラッピングシール(縦500mm 横1500mm)	1枠	7,000円/枠	1,400円/枠	
車内	運転席後部額面		B 3 紙(縦364mm 横514mm)	2枠	5,000円/枠	1,000円/枠	
広告	座席上部		B 3 ワイド紙(縦364mm 横900mm)	3枠	2,000円/枠	400円/枠	

- 2 広告掲載は、1広告申込者につき1台当たり1枠限りとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、広告枠に空きがある場合は、1広告申込者につき複数の申込みができるものとする。
- 4 広告を掲載する期間は、掲載の初日を起算日とし翌月の応当する日の前日までの1箇月単位とする。ただし、掲載期間には、維持管理等のため運休する期間及び年末年始の運休日を含むものとする。
- 5 第4条の規定により広告掲載を承諾された者(以下「広告主」という。)は、承 諾を受けた後、広告掲載の日前の町長が指定する期日までに広告掲載料を納付し

なければならない。

6 前項の規定にかかわらず、地方公共団体が掲載する広告については、広告掲載 料の納付は要しない。

(広告掲載の申込み)

- 第3条 広告申込者は、広告掲載希望日の30日前までに、笠松町公共施設巡回町 民バス広告掲載申込書(様式第1号。以下「広告掲載申込書」という。)を、町長 に提出しなければならない。ただし、地方公共団体については、この限りでない。 (広告掲載の決定等)
- 第4条 町長は、広告掲載申込書を受理したときは、その内容等を審査し、速やか に広告掲載の諾否を決定し、笠松町公共施設巡回町民バス広告掲載(承諾・却下) 通知書(様式第2号)により、広告申込者に通知する。

(広告掲載の中止又は承諾の取り消し)

- 第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を中止し、又は 承諾を取り消すことができる。
  - (1) 関係官公庁からその掲載を禁止されたとき。
  - (2) 自然災害、交通事故その他により掲載が困難なとき。
  - (3) その他巡回町民バスの広告掲載が適切でないと町長が判断したとき。 (広告の作成方法等)
- 第6条 広告は、町長が指定する方法により広告主の負担で作成し、町長が指定する期日までに提出する。
- 2 広告の掲載及び撤去にかかる費用は、広告主が負担する。
- 3 広告掲載期間内に広告の破損等が生じた場合の原状回復に要する費用は、広告 主が負担する。

(広告の変更)

- 第7条 広告主は、広告内容を変更しようとするときは、広告掲載変更希望日の3 0日前までに、笠松町公共施設巡回町民バス広告掲載変更申込書(様式第3号) を町長に提出するものとする。
- 2 町長は、前項に規定する申込書を受理したときは、その内容等を審査し、速や かに広告掲載変更の諾否を決定し、笠松町公共施設巡回町民バス広告掲載変更(承 諾・却下)通知書(様式第4号)により、広告主に通知する。
- 3 掲載期間内における広告内容の変更は、すべて広告主の負担とする。 (広告掲載料の還付)

第8条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成26年9月26日から施行し、同日現在において購入が決定 している巡回町民バス(第3項において「新車両」という。)の運行開始日から適 用する。
- 2 この要領施行の際、笠松町公共施設巡回町民バス広告掲載に関する取扱要領(平成18年笠松町告示第98号)の規定により、現に広告掲載の決定をしているもの(以下「従前広告掲載」という。)については、次の表の従前広告掲載の規格欄に掲げる広告の規格をそれぞれ相当新規格欄に掲げる規格に広告主において作成し直し、新車両の運行開始日から掲載するものとする。この場合において、第2条第1項に規定する掲載料は徴しない。

区分	· (位	置等)	従前広告掲載の規格	新規格
車外	側面板	歩道側	B 3 (縦364mm 横514mm)	ラッピングシール(縦750mm 横850mm)
	侧面似	車道側	B 3 (縦364mm 横514mm)	ラッピングシール(縦750mm 横850mm)
広告	後 面	板	B 3 (縦364mm 横514mm)	ラッピングシール(縦500mm 横1500mm)

3 従前広告掲載については、新車両の運行開始日までの間、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年2月1日から施行(以下「施行日」という。)し、同日現在において購入が決定している巡回町民バスの運行開始日(以下「新車両運行開始日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の笠松町公共施設巡回町民バス広告掲載に関する取扱要領の規定により、新車両運行開始日以後の広告掲載の決定をしたものに係る同日以後の広告については、広告主において当該決定をした広告と同規格で作成し直し、掲載するものとする。この場合において、第2条

第1項に規定する掲載料は徴しないものとする。

3 施行日から新車両運行開始日前日までの間に、この要領による改正後の笠松町 公共施設巡回町民バス広告掲載に関する取扱要領の規定により、新車両運行開始 日前日までの広告掲載の決定をしたものに係る同日までの広告掲載については、 なお従前の例による。 (あて先) 笠松町長

 所在地

 申込者名
 称

 代表者職氏名

笠松町公共施設巡回町民バス広告掲載申込書

笠松町公共施設巡回町民バス広告掲載に関する取扱要領第3条の規定により、次のとおり広告掲載を申込みします。

希望広告枠		掲載車両		□常	用車両	□予備	車両
		区分(化	位置等)				
		枠	数				
		期	間	月	日~	月	日
	担当者氏名						
連絡先	TEL						
	FAX						
	Eメールアドレス						

 第
 号

 年
 月

 日

様

## 笠松町長

笠松町公共施設巡回町民バス広告掲載 (承諾・却下) 通知書

笠松町公共施設巡回町民バス広告掲載に関する取扱要領第4条の規定により次の 広告掲載を(承諾・却下)します。

掲載車両	区分(位置等)	枠	数		期	間		広告掲載料
				月	日~	月	日	円

(却下の場合	今の却下理由)			

(あて先) 笠松町長

 所在地

 申込者名
 称

 代表者職氏名

笠松町公共施設巡回町民バス広告掲載変更申込書

笠松町公共施設巡回町民バス広告掲載に関する取扱要領第7条の規定により、次のとおり広告掲載の変更を申込みします。

変更する広告枠		掲載	車両	□常	用車両	□予備	車両
		区分(作	位置等)				
		枠	数				
		期	間	月	日~	月	日
	担当者氏名						
連絡先	TEL						
	FAX						
	Eメールアドレス						

第 号年 月 日

様

## 笠松町長

笠松町公共施設巡回町民バス広告掲載変更 (承諾・却下) 通知書

笠松町公共施設巡回町民バス広告掲載に関する取扱要領第7条の規定により次の 広告掲載の変更を(承諾・却下)します。

掲載車両	区分(位置等)	枠 数		期	間	
			月	日~	月	日

(去	『下の場合の却下理由)		